

医政発0804第4号

医産発0804第1号

令和8年8月4日

都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区長

厚生労働省医政局長
厚生労働省大臣官房医薬産業振興審議官
(公 印 省 略)

厚生労働省組織令等の一部改正に伴う医政局の組織再編等について

厚生労働省組織令及び社会保障審議会令の一部を改正する政令（令和8年政令245号）及び厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令122号）が令和8年8月3日に公布され、厚生労働省の内部組織に関する訓令（令和8年厚生労働省訓令第18号）とともに同月4日から施行されます。これにより、政策統括官及び医政局の組織再編等が行われることとなりました。今回の改正の概要は下記のとおりですので、改正の趣旨を御了知の上、関係団体、関係機関等への周知等について対応方よろしくお願い申し上げます。

記

第一 厚生労働省組織令及び社会保障審議会令の一部を改正する政令について

1 改正の趣旨

厚生労働省の組織体制の強化等の観点から、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）について以下の内容に係る改正を行う。

（1）政策統括官の職務見直しに伴う関係組織の再編について

- 今般、厚生労働分野のDXを強力に推進するため、DX専属の局長級幹部としての政策統括官の下に参事官4名からなる新組織を設置し、情報システムの効率化・適正化、サイバーセキュリティの確保、医療情報の共有、二次利用の更なる推進等に一元的に取り組むことと

する。

- 具体的には、複数部局にまたがるD X関連の重要政策を集約化し、課題解決の迅速化を図るため、大臣官房参事官（情報化担当）、医政局参事官、医薬局総務課、職業安定局雇用政策課、保険局医療介護連携政策課の所掌事務の全部又は一部を政策統括官に移管する。

（２）医政局の内部組織の見直しについて

高齢化や生産年齢人口減少の進行により、高まる医療ニーズに対応する良質で持続可能な医療提供体制が必要となっている一方で、医療機関の経営は賃上げや物価上昇への対応等により、厳しい局面にあるとともに、生産年齢人口の減少により、医療人材の確保が困難を極めている状況を踏まえ、以下のとおり医政局の内部組織の見直しを行う。

- 業務効率化・勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するため、医療機関の経営改革に関する事務を所掌する新たな課として医療経営改革課を新設する。なお、第 221 回国会（特別会）において、これらの医療機関への支援に関する内容等を含む健康保険法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 31 号）が成立したところ、同法の施行に関する事務も同課が担うこととする。また、医療経営改革課の設置に伴い医政局各課の所掌事務の一部について、医療経営改革課へ移管する。
- あわせて、医政局内の所掌事務全体を整理する。

2 改正の内容

（１）政策統括官の職務見直しに伴う関係組織の再編について

一 政策統括官の職務見直し

- 政策統括官の所掌事務に「厚生労働省の所掌事務に関する情報化に関すること（他の所掌に属するものを除く。）」を加える。（令第 16 条第 16 号）
- 政策統括官の下に置く参事官の数を 5 名から 9 名に変更する。（第 131 条第 1 項）

※ 大臣官房に置かれている情報化担当の参事官及びサイバーセキュリティ・情報システム管理担当の参事官を廃止し、これらの職務を担当する参事官を政策統括官の下に置く。また、医療D X関連施策（医政局参事官、医薬局総務課及び保険局医療介護連携政策課の所掌事務の一部に関するもの）を担当する参事官 2 名を政策統括官の下に置く。

二 医薬産業振興審議官及び医薬産業振興企画課の振替設置、研究開発政策課の所掌事務の変更及び医政局参事官の廃止について

- 医薬産業振興・医療情報審議官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する重要事項のうち医薬産業の振興、保健医療に係る情報化及び医療技術の評価に関するものの企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理することとされている。
- 政策統括官の職務の見直しに伴い、医療情報の共有及び二次利用と密接に係る保健医療に係る情報化に関する事務についても政策統括官が所掌することとする。
- これに伴い、医薬産業振興・医療情報企画課及び医政局参事官の所掌事務から保健医療に係る情報化に関する事務を除くこととし（令第 38 条第 2 項）、医薬産業振興・医療情報審議官及び医薬産業振興・医療情報企画課を振替廃止し、「医薬産業振興審議官」及び「医薬産業振興企画課」を振替設置する。（令第 18 条第 7 項及び第 38 条）。
- 医政局参事官の所掌事務のうち、医療技術の評価に関する事務については、各種診療ガイドラインの評価選定や活用促進に関するものであり、研究開発政策課が所掌する医薬品等の研究開発の事務と密接に係ることから、両者を一体的に推進するため、同課に移管することとし、研究開発政策課の所掌事務に「医療技術の評価に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）」を加え（令第 39 条第 6 号）、医政局参事官を廃止する。（令第 39 条の 2）。

（２）医政局の内部組織の見直しについて

一 医政局医療経営改革課の新設

- 医政局に医療経営改革課を新設する（令第 4 条及び第 31 条関係）
- 医政局医療経営改革課の所掌事務を定める。（令第 33 条の 2 関係）
- 医政局医療経営改革課の新設に伴い、同課に移管される現在の医政局地域医療計画課、医療経営支援課、医事課、看護課及び医薬産業振興・医療情報企画課の所掌事務の一部を削る。（令第 33 条から第 38 条関係）

二 総務課の所掌事務の見直し（令第 32 条関係）

- 医療を受ける者に対する当該医療に関する情報の提供に関する業務（同条 3 号関係）及び医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、助産所若しくはオンライン診療受診施設に関する広告に関する業務（同条 3 号関係）を医療経営改革課に移管する。
- 遠隔医療に関する業務のうち、総務課で所掌していたオンライン診療を行う場所に関する業務（同条 3 号関係）を、医事課に移管する。

三 地域医療計画課の所掌事務の見直し（令第 33 条関係）

- 地域における保健医療に係る計画に関する事務（令第 33 条第 2 号）の

うち、医師偏在に関する業務を医政局医事課（令第 35 条第 2 号関係）に移管する。

- 医療経営改革課に移管する事務（令第 33 条旧第 2 号及び第 5 号から第 8 号）は削除する。なお、救急救命士に関する事務（旧第 9 号）については、勤務環境改善に関する事務を医療経営改革課に移管する（令第 33 条の 2 第 1 号関係）ため「（その勤務環境の改善に関することを除く。）」とする。

四 医療経営支援課の改組（令第 4 条及び第 34 条関係）

医療経営改革課に所掌事務の一部（独立行政法人を除く医療法人及び医療機関等の経営支援に係る令第 34 条旧条第 1 号、第 2 号及び第 14 号）を移管することに伴い、「医療機構運営支援課」に名称を改める。

五 医事課の所掌事務の見直し（令第 35 条関係）

総務課が所管していたオンライン診療受診施設についての事務を医事課へ移管し、遠隔医療に係る主要な業務が医事課へ集約されることに伴い、遠隔医療に関する事務を新設する。

六 歯科保健課の所掌事務の見直し（令第 36 条関係）

歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士に関する事務（旧第 36 条第 2 号）について、歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士の確保に関する事務で、勤務環境の改善に関する業務（令第 33 条の 2 第 1 号関係）を医療経営改革課に移管するため、「これらの者の勤務環境の改善に関すること」を除くこととする。

七 看護課の所掌事務の見直し（令第 37 条関係）

- 保健師、助産師、看護師及び准看護師に関する事務（令第 37 条旧第 1 号）について、保健師、助産師、看護師及び准看護師の確保に関する事務で、勤務環境の改善に関する業務（令第 33 条の 2 第 1 号関係）を医療経営改革課に移管するため、「これらの者の勤務環境の改善に関すること」を除くこととする。
- 看護師等の確保に関する事務（令第 37 条旧第 2 号）は、関連する地域医療計画課の所掌事務（旧第 33 条第 7 号）が医療経営改革課に移管されるため、地域医療計画課の所掌に属するものを除く規定から医療経営改革課の所掌に属するものを除く規定に改める。

八 医薬産業振興企画課の所掌事務の見直し（令第 38 条関係）

医療機関機器の配置及び使用に関することについて地域医療計画課の所掌に属するものを除く規定を、医療経営改革課の所掌に属するものを除く規定に改める。

(3) その他

今般の組織令改正に合わせて、従来総務課が行ってきた医療分科会に関する庶務についても、当該業務の具体的な内容に照らし、所掌すべき課に移管することとする。

第二 厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令について

1 改正の趣旨

(1) 地域医療構想推進室の新設について（第 12 条関係）

- 医療と介護の複合ニーズを抱える高齢者数がピークを迎える 2040 年やさらにその先を見据えた持続可能な医療提供体制を構築していく必要がある。
- これらの状況を踏まえ、2040 年に向けた新たな地域医療構想においては、増加する高齢者救急や在宅医療への対応、人口減少する地域でも安心して医療にアクセスできる体制の確保、必要病床数や医療機関機能に着目した連携・再編・集約化、医歯薬連携等の推進、医療と介護の連携による認知症患者も含めた早期退院に向けた取組等を進めていくこととしている。
- また、従来、地域医療構想は医療計画の記載事項の 1 つとされてきたが、今後は医療計画の上位概念として重要な位置づけとなることを踏まえ、新たな地域医療構想への対応を強化するため、今般の改正で「地域医療構想推進室」を新設する。

(2) 看護サービス推進室の移管について（第 12 条の 2 及び第 15 条関係）

今般、厚生労働省組織令が改正され、看護師等の医療分野の他職種間でのタスク・シフト/シェアに関する事務が現行の看護課から医療経営改革課に移管されることに伴い、現行の看護課において看護師等のタスク・シフト/シェアに関する事務を所掌していた看護サービス推進室を移管する。

(3) 医療機構運営支援課の改組に伴う改正について（第 13 条関係）

今般、厚生労働省組織令が改正され、医療経営支援課を医療機構運営支援課に改組することに伴い、医療経営支援課に置かれている国立ハンセン病療養所対策室及び医療独立行政法人支援室並びに政策医療推進官及び調査官を医療機構運営支援課に置くこととする。

(4) 医薬産業振興企画課の改組に伴う改正について（第 16 条関係）

今般、厚生労働省組織令が改正され、医薬産業振興・医療情報企画課を医

薬産業振興企画課に改組することに伴い、医薬産業振興・医療情報企画課に置かれている創薬支援対策室及び医療機器政策室並びに首席流通指導官を医薬産業振興企画課に置くこととする。

2 改正の内容

(1) 地域医療構想推進室の新設について（第 12 条関係）

現行の医療安全推進・医務指導室に関する規定を削除し、新たに地域医療構想推進室を設置し、その所掌事務を規定する。また、地域医療構想室に室長を置くことを規定する。

(2) 看護サービス推進室の移管について（第 12 条の 2 及び第 15 条関係）

第 15 条から看護サービス推進室の規定を削り、第 12 条の 2 を新設し、看護サービス推進室の所掌について規定する。

(3) 医療機構運営支援課の改組に伴う改正について（第 13 条関係）

第 13 条第 1 項の規定のうち、医療経営支援課に置かれると規定されている「国立ハンセン病療養所対策室及び医療独立行政法人支援室並びに政策医療推進官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び調査官」を、医療機構運営支援課に置くと改めることとする。

(4) 医薬産業振興企画課の改組に伴う改正について（第 16 条関係）

第 16 条第 1 項の規定のうち、医薬産業振興・医療情報企画課に置かれると規定されている「創薬支援対策室及び医療機器政策室並びに首席流通指導官」を、医薬産業振興企画課に置くと改めることとする。

第三 厚生労働省の内部組織に関する訓令について

1 改正の趣旨

(1) 医政局医療情報担当参事官室、医療情報基盤推進室及び医療情報室の廃止について（第 19 条の 2 及び第 19 条の 3 関係）

○ 今般、厚生労働分野の D X を強力に推進するため、D X 専属の局長級幹部としての政策統括官の下に参事官 4 名からなる新組織を設置し、情報システムの効率化・適正化、サイバーセキュリティの確保、医療情報の共有、二次利用の更なる推進等に一元的に取り組むこととする。

具体的には、複数部局にまたがる D X 関連の重要政策を集約化し、課題

解決の迅速化を図るため、大臣官房参事官（情報化担当）、医政局参事官、医薬局総務課、職業安定局雇用政策課、保険局医療介護連携政策課保険データ企画室の所掌事務の全部又は一部を政策統括官に移管する。

- これに伴い、医政局に設置されている医療情報担当参事官室並びに医政局参事官の下に設置されている医療情報基盤推進室及び医療情報室を廃止することとする。

（２）医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室、医療関連サービス室の廃止及び外来・在宅医療対策室の所掌事務の変更について（第 19 条の 5 関係）

- 今般、厚生労働省組織規則が改正され、「地域における保健医療に関する計画」に関する業務を所掌する「地域医療構想推進室（省令室）」が設置されることに伴い、現行の当該業務を所掌していた「医師確保等地域医療対策室（訓令室）」を廃止する。
- また、厚生労働省組織令が改正され、「業務委託及び衛生検査所」に関する事務が現行の地域医療計画課から医療経営改革課の本課に移管されることに伴い、「医療関連サービス室」を廃止する。
- 総務課で所掌している「かかりつけ医機能」に関する業務について、外来医療及び在宅医療に関する業務と一体的に対応していくことが効率的であることを踏まえ、当該業務をつかさどる地域医療計画課外来・在宅医療対策室の事務所掌に移管することとし、同室の所掌に「かかりつけ医機能」を追加する。

（３）医政局医療経営改革課医業経営企画室及び医療安全推進・医務指導室の設置について（新設第 19 条の 6 関係）

- 今般、厚生労働省組織令が改正され、「病院等の経営管理及び福祉医療機構」に関する事務が現行の医療経営支援課から、また、「医療監視員及び病院等における安全管理」に関する事務が現行の地域医療計画課からそれぞれ医療経営改革課に移管されることに伴い、医療経営改革課に「医業経営企画室」及び「医療安全推進・医務指導室」を設置する。
- なお、地域医療計画課に設置されている医療安全推進・医務指導室（省令室）は廃止となる。
- さらに、医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号）による改正後の医療法に規定する事務を医療安全推進・医務指導室の所掌として追加する。

(4) 医政局医療機構運営支援課に置かれる室について（現行第 19 条の 6 及び新設第 19 条の 7 関係）

- 今般、厚生労働省組織令が改正され、旧医療経営支援課の事務所掌の一部を医療経営改革課へ移管することから、旧医療経営支援課を医療機構運営支援課と改め、医療法人支援室を廃止する。
- また、医療経営改革課の設置に伴い、組織令における医政局の課の規定順を地域医療計画課、医療経営改革課、医療機構運営支援課と改めることから、当訓令においても組織令における課の規定順に倣い、従来第 19 条の 6 に規定していた医療機構運営支援課に置く職員厚生室について、第 19 条の 7 に規定する。

(5) 医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推進室の廃止について（現行第 19 条の 7 関係）

医師等医療従事者働き方改革推進室については、今般、厚生労働省組織令が改正され、「医療関係者の勤務環境の改善」に関する事務が現行の医事課から医療経営改革課に移管されることに伴い廃止する。

(6) 医政局医薬産業振興企画課に置かれる室について（第 19 条の 8 関係）

- 今般、厚生労働省組織令が改正され、医薬産業振興・医療情報企画課を医薬産業振興企画課に改組することに伴い、医薬産業振興・医療情報企画課に置かれている医療用物資等確保対策推進室、流通指導室、セルフケア・セルフメディケーション推進室及び医薬品産業政策室を医薬産業振興企画課に置くこととする。
- また、近年、後発品の品質問題を端緒とした供給不安が拡大し、現在も医療用医薬品の出荷停止や出荷制限が継続的に生じており、これらの問題に集中的に対応するため、医薬品産業・ベンチャー等支援政策室のベンチャー等支援に関する業務を移管し、医薬品の安定供給等に特化した所掌とする。移管に伴い、医薬品産業・ベンチャー等支援政策室の名称を医薬品産業政策室に改める。
- ベンチャー等支援の所掌は、創薬支援に関する業務を一元的に所掌する創薬支援対策室に移管することとする。なお、創薬支援対策室の所掌の範囲内であるため、省令改正は行わない。
- さらに、医療用物資等確保対策推進室、流通指導室及び医薬品産業政策室については、過去に廃止された官職について規定を改正すべきところ、改正されていなかったため、今回改正を行う。

(7) 医政局研究開発政策課医療イノベーション推進室の所掌事務及び体制変更について(第19条の9関係)

- 今般、厚生労働省組織令が改正され、医政局参事官の所掌事務の一部を医政局研究開発政策課へ移管することを踏まえ、同課医療イノベーション推進室に、移管される当該所掌事務及び体制に関する規定を追加する。

(8) 政策統括官付医療情報基盤担当参事官室及び医療情報連携担当参事官室設置について(第54条の2及び第54条の3関係)

- 今般、厚生労働分野のDXを強力に推進するため、DX専属の局長級幹部としての政策統括官の下に参事官4名からなる新組織を設置し、情報システムの効率化・適正化、サイバーセキュリティの確保、医療情報の共有、二次利用の更なる推進等に一元的に取り組むこととする。

具体的には、複数部局にまたがるDX関連の重要政策を集約化し、課題解決の迅速化を図るため、大臣官房参事官(情報化担当)、医政局参事官、医薬局総務課、職業安定局雇用政策課、保険局医療介護連携政策課保険データ企画室の所掌事務の全部又は一部を政策統括官に移管する。

- このため、大臣官房参事官(情報化担当)及び医政局参事官の所掌事務の一部並びに保険局医療介護連携政策課保険データ企画室の所掌事務を行うため、医療情報基盤担当参事官室を設置するとともに、医政局参事官及び医薬局総務課の所掌事務の一部を行うため、医療情報連携担当参事官室をこととする。

2 改正の内容

(1) 医政局医療情報担当参事官室、医療情報基盤推進室及び医療情報室の廃止について(第19条の2及び第19条の3関係)

医療情報担当参事官室、医療情報基盤推進室及び医療情報室の設置に係る規定を削る。(第19条の2及び第19条の3関係)

(2) 医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室、医療関連サービス室の廃止及び外来・在宅医療対策室の所掌事務の変更について(第19条の5関係)

- 医師確保等地域医療対策室を廃止する。(第19条の5第1項、第2項及び第3項)
- 医療関連サービス室を廃止する。(第19条の5第1項、第12項及び第13項)

- 外来・在宅医療対策室の所掌する事務に次の事務を追加する。(第 19 条の 5 第 2 項)

- ・ かかりつけ医機能に関すること。

- (3) 医政局医療経営改革課医業経営企画室及び医療安全推進・医務指導室の設置について(新設第 19 条の 6 関係)

- 医療経営改革課に、新たに医業経営企画室及び医療安全推進・医務指導室を置く。(第 19 条の 6 第 1 項)

- 医業経営企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。(第 19 条の 6 第 2 項)

- ① 病院、診療所及び助産所の経営管理に関すること。
 - ② 医療法人に関すること。
 - ③ 独立行政法人福祉医療機構の行う業務に関すること(独立行政法人福祉医療機構法(平成 14 年法律第 166 号)第 12 条第 1 項第 2 号に規定する病院等(以下この号において「病院等」という。)の開設者に対する資金の貸付け及び病院等の経営の診断又は指導に関する業務に限る。))。

- 医業経営企画室に、室長、室長補佐、専門官並びに係及び係長を置く。(第 19 条の 6 第 3 項)

- 医療安全推進・医務指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。(第 19 条の 6 第 4 項)

- ① 医療の安全に関する調査、企画及び立案並びに調整に関すること。
 - ② 医療監視員に関すること。
 - ③ 病院、診療所及び助産所における安全管理に関すること。
 - ④ 看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成 4 年法律第 86 号)の規定による看護師等の確保に関すること(病院、診療所及び助産所の開設者に対する指導及び助言に限る。))。

- 医療安全推進・医務指導室に、室長(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)、室長補佐、専門官、係及び係長並びに主査を置く。(第 19 条の 6 第 5 項)

- (4) 医政局医療機構運営支援課に置かれる室について(現行第 19 条の 6 及び新設第 19 条の 7 関係)

- 医政局医療経営支援課の名称を医療機構運営支援課に改める。(第 19 条の 7 第 1 項)

- 医療法人支援室を廃止する。(第 19 条の 6 第 1 項、第 2 項及び第 3 項)

- 医政局医療機構運営支援課に、職員厚生室を置く。(第 19 条の 7 第 1 項、

第2項及び第3項)

- (5) 医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推進室の廃止について（現行第19条の7関係）

医師等医療従事者働き方改革推進室を廃止する。（第19条の7第1項、第2項及び第3項）

- (6) 医政局医薬産業振興企画課に置かれる室について（第19条の8関係）

- 医政局医薬産業振興・医療情報企画課の名称を医薬産業振興企画課に改める。（第19条の8第1項及び第4項）
- 医薬品産業・ベンチャー等支援政策室の名称を医薬品産業政策室に改める。（第19条の8第1項、第8項及び第9項）
- 医薬品産業政策室の所掌する事務から次の事務を消去する（第19条の8第8項第2号）
 - ・ 医薬品、医薬部外品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の製造販売業、製造業、販売業、貸与業及び修理業を営むベンチャー企業等の支援に関する事（医療機器政策室の所掌に属するものを除く。）。
- 医療用物資等確保対策推進室から主査の設置に関する規定を削除する。（第19条の8第3項）
- 流通指導室から主査の設置に関する規定を削除する。（第19条の8第5項）
- 医薬品産業政策室から主査の設置に関する規定を削除する。（第19条の8第9項）

- (7) 医政局研究開発政策課医療イノベーション推進室の所掌事務及び体制変更について（第19条の9関係）

- 医政局研究開発政策課医療イノベーション推進室の所掌する事務に次の事務を追加する。（第19条の9第4項第2号）
 - ・ 医療技術の評価に関する事（他局の所掌に属するものを除く。）。
- 研究開発政策課医療イノベーション推進室に係及び係長の設置に関する規定を追加する。（第19条の9第5項）

- (8) 政策統括官付医療情報基盤担当参事官室及び医療情報連携担当参事官室設置について（第54条の2及び第54条の3関係）

- 政策統括官の下に、医療情報基盤担当参事官室及び医療情報連携担当参事官室を設置する。（第54条の2第1項及び第54条の3第1項）

- 医療情報基盤担当参事官室の所掌事務は次のとおりとする。(第 54 条の 2 第 2 項)
 - ・ 保健医療に関する情報の活用のための基盤の整備に関する政策の企画及び立案並びに推進に関する事。
 - ・ 医療保険者(高齢者医療確保法第 7 条第 2 項に規定する保険者及び同法第 48 条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。)及び審査支払機関の情報処理の高度化の推進に関する事(他局の所掌に属するものを除く。)
 - ・ 高齢者医療確保法第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定により提供される情報の管理に関する事(保険局の所掌に属するものを除く。)
 - ・ 社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関する事(医療機関等情報化補助業務(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第 64 号。次条において「医療介護総合確保法」という。)第 25 条第 1 項に規定する医療機関等情報化補助業務をいう。次号及び次条において同じ。)(健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認(次条第 2 項第 2 号において「電子資格確認」という。))に関する事に限る。)及び支払基金連結情報提供業務に関する事に限る。)
 - ・ 国民健康保険団体連合会の行う業務に関する事(医療介護総合確保法第 36 条に規定する連合会連結情報提供業務に関する事に限る。)
- 医療情報基盤担当参事官室に、室長(組織令第 131 条第 1 項に規定する参事官をもって充てられるものとする。)、室長補佐、専門官、係及び係長並びに主査を置く。(第 54 条の 2 第 3 項)
- 医療情報連携担当参事官室の所掌事務は次のとおりとする。(第 54 条の 3 第 2 項)
 - ・ 保健医療に関する情報の連携に関する政策の企画及び立案並びに推進に関する事。
 - ・ 社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関する事(医療介護総合確保法)第 25 条第 1 項に規定する支払基金電子処方箋管理業務及び支払基金電子診療録等情報管理業務並びに医療機関等情報化補助業務(電子資格確認に関する事を除く。))に関する事に限る。)
 - ・ 国民健康保険団体連合会の行う業務に関する事(医療介護総合確保法第 36 条に規定する連合会電子処方箋管理業務及び連合会電子診療録等情報管理業務に関する事に限る。)
- 医療情報連携担当参事官室に、室長(組織令第百三十一条第一項に規定する参事官をもって充てられるものとする。)、室長補佐、専門官、係及び係長、主査並びに専門スタッフ職を置く。(第 54 条の 3 第 3 項)

第四 その他

1 既存の通知の取扱いについて

今回の組織再編等に伴い医政局の通知については、今後次のように取り扱うこととする。

- (1) 組織再編等前に発出された医政局内の各職による通知は、別途の通知が発出されない限り、組織再編等後に当該通知に係る事務を所管する職の発出による通知とみなし、その効力を維持するものとする。
- (2) 組織再編等前に発出された通知中の組織の名称及び職名については、今後、当該通知を改正する際に組織再編等に合わせた所要の改正を行うこととし、それまでの間、組織再編等後の組織の名称及び職名とみなして取り扱うこととする。

2 医薬産業振興審議官及び新設又は改称された課及び室の名称の英訳について

「大臣官房医薬産業振興審議官」は、Assistant Minister for Pharmaceutical Industry Promotion と、「地域医療構想推進室」は、Regional Healthcare Vision Promotion Office と、「医療経営改革課」は、Medical Institution Management Reform Division と、「医業企画室」は、Policy Planning Office for Medical Institution Management Reform と、「医療機構運営支援課」は、Administration and Support of Medical Organization Division と、「医薬産業振興企画課」は、Policy Planning Division for Pharmaceutical Industry Promotion と、「医薬品産業政策室」は、Pharmaceutical Industry Policy Office と、「政策統括官付医療情報基盤担当参事官室」は、Office of the Counsellor for Health Information Infrastructure と、「政策統括官付医療情報連携担当参事官室」は、Office of the Counsellor for Health Information Sharing, Interoperability and Cybersecurity とする。

(添付資料)

- 別紙 1 厚生労働省組織令及び社会保障審議会令の一部を改正する政令（令和 8 年政令 245 号）
- 別紙 2 厚生労働省組織令及び社会保障審議会令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 245 号）新旧対照条文

別紙 3 厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 122 号）

別紙 4 厚生労働省の内部組織に関する訓令（令和 8 年厚生労働省訓令第 18 号）

政

令

厚生労働省組織令及び社会保障審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和八年八月三日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第二百四十五号

厚生労働省組織令及び社会保障審議会令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七條第四項及び第五項並びに第二十一條第四項並びに厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第七條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第一条 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九條の二」を「第三十九條」に、「第八十四條」を「第八十四條の二」に改める。

第三條中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号を第二十一号とする。

第六條中第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号から第十七号までを二号ずつ繰り上げる。

第十五條第一号中「こと」の下に「職業安定局の所掌に属するものを除く。」を加える。

第十六條中第二十号を第二十一号とし、第十七号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、同條第十六号中「他局の」を「他の」に改め、同号を同條第十七号とし、同條第十五号の次に次の一号を加える。

十六 厚生労働省の所掌事務に関する情報化に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

第十八條の見出し及び同條第一項中「政策立案総括審議官」を「統計・政策立案総括審議官」に、「医薬産業振興・医療情報審議官」を「医薬産業振興審議官」に改め、同條第四項中「政策立案総括審議官」を「統計・政策立案総括審議官」に改め、受けて、の下に「厚生労働省の所掌事務に関する統計に関する企画及び立案並びに調整に関する事務並びに」を加え、同條第七項中「医薬産業振興・医療情報審議官」を「医薬産業振興審議官」に改め、「保健医療に係る情報化」を削る。

第十九條第一項中「十人」を「七人」に改める。

第三十一條中「八課及び参事官一人」を「九課」に、「医療経営支援課」を「医療経営改革課」に、「医薬産業振興・医療情報企画課」を「医薬産業振興企画課」に改める。

第三十三條第二号中「医療監視員及び」を削り、「こと」の下に「医師、歯科医師その他医療関係者の確保に関するものを除く。」を加え、同條第五号から第八号までを削り、同條第九号中「こと」の下に「（その勤務環境の改善に関するものを除く。）」を加え、同号を同條第五号とし、同條第二十号を第六号とし、第十一号を第七号とし、第十二号を第八号とし、同條の次に次の一条を加える。

（医療経営改革課の所掌事務）

第三十三條の二 医療経営改革課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 病院、診療所及び助産所における業務の効率化並びに病院、診療所及び助産所における医師、歯科医師その他医療関係者の勤務環境の改善に関すること（他局及び人材開発統括官並びに医事課の所掌に属するものを除く。）。

二 医師、歯科医師その他医療関係者の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

三 病院、診療所及び助産所の経営管理に関すること。

四 医療を受ける者に対する当該医療に関する情報の提供に関すること（地域医療計画課の所掌に属するものを除く。）。

五 医療監視員に関すること。

六 医療法人に関すること。

七 病院、診療所及び助産所における安全管理に関すること。

八 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二章第二節に規定する医薬、歯科医薬又は助産師の業務等の広告に関すること。

九 医療法第十五條の三の規定による病院、診療所又は助産所の業務の委託に関すること。

十 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二条に規定する検体検査及び同法第二十條の三第一項に規定する衛生検査所に関すること。

十一 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の規定による看護師等の確保に関すること（病院、診療所及び助産所の開設者に対する指導及び助言に関することに限り、職業安定局及び人材開発統括官の所掌に属するものを除く。）。

十二 独立行政法人福祉医療機構の行う業務に関すること（独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十二條第一項第二号に規定する業務、同項第四号に規定する業務（同項第二号に規定する病院等の開設者に係るものに限る。）及び同項第十二号に規定する業務に関することに限る。）。

第三十四條（見出しを含む。）中「医療経営支援課」を「医療機構運営支援課」に改め、同條中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第十三号までを二号ずつ繰り上げ、第十四号を削る。

第三十五條第一号中「他局」の下に「及び医療経営改革課」を加え、同條第二号中「こと」の下に「医師にあつては医療法第四條から第五十條までの規定による労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮及びその健康の確保に関する措置に関すること以外のその勤務環境の改善に関することを、医師以外の医療関係者にあつてはその勤務環境の改善に関するものを除く。」を加え、同條中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 遠隔の地にある患者に対する医療を提供する体制に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第三十六條第二号中「こと」の下に「（これらの者の勤務環境の改善に関するものを除く。）」を加える。

第三十七條第一号中「こと」の下に「（これらの者の勤務環境の改善に関するものを除く。）」を加え、同條第二号中「地域医療計画課」を「医療経営改革課」に改める。

第三十八條（見出しを含む。）中「医薬産業振興・医療情報企画課」を「医薬産業振興企画課」に改め、同條中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同條第七号中「地域医療計画課」を「医療経営改革課」に改め、同号を同條第六号とする。

第三十九條に次の一号を加える。

六 医療技術の評価に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

第三十九條の二を削る。

第五十條中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、同條第六号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同條第四号とする。

第六十六條第六号及び第十号中「に関する電子計算組織」を「の用に供する情報システムの整備及び管理」に改める。

第七十三條中「九課及び一室」を「十課及び参事官一人」に、「労働市場センター業務室」を「労働市場情報システム課」に改める。

第七十四條中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを削り、同條第八号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同條第四号とする。

第七十五條第五号中「労働市場センター業務室」を「労働市場情報システム課」に改める。

第七十七条第一号中「労働市場センター業務室」を「労働市場情報システム課」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）に基づく職業訓練受講給付金に関すること。

第七十九条第一号中「労働市場センター業務室」を「労働市場情報システム課」に改める。

第八十条第二号中「総務課」を削り、同条第三号を次のように改める。

三 雇用管理の改善に関すること（雇用管理の改善に関する政策の企画及び立案に係る基礎的な調査に関すること並びに人材開発統括官並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

第八十条第九号中「総務課の所掌に属するものを除く。」を削る。

第八十四条（見出しを含む。）中「労働市場センター業務室」を「労働市場情報システム課」に改め、同条第二号中「情報」の下に「（政府が行う職業紹介及び職業指導に関する情報に限る。）」を加え、同条第四号中「職業安定局」を「第二号に掲げる事務その他の職業安定局」に、「に関する電子計算組織」を「の用に供する情報システムの整備及び管理」に改め、第一章第二節第三款第六目中同条の次に次の一条を加える。

（参事官の職務）

第八十四条の二 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一 政府が行う職業紹介及び職業指導に関すること（人材開発統括官及び他課の所掌に属するものを除く。）。

二 介護労働者の雇用管理の改善に関すること。

三 職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る介護労働者に関する相談援助その他の措置に関すること。

四 公共職業安定所のあつせんにより公共職業能力開発施設を行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）を受ける者及び当該職業訓練を修了した者並びに職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第二条に規定する特定求職者の職業の安定に関すること（人材開発統括官及び雇用保険課の所掌に属するものを除く。）。

第百十八条中「七課」を「六課」に改め、「医療介護連携政策課」を削る。

第百十九条第一号中「（医療介護連携政策課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第二号中「他課」を「高齢者医療課及び調査課」に改め、同条中第六号を第八号とし、第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 保健医療の普及及び向上に関する事業並びに健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療に係る事業と老人の福祉及び保健並びに介護保険に関する事業との連携に関すること（医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）以下この条及び第百二十一条において「高齢者医療確保法」という。）第七條第二項に規定する保険者及び高齢者医療確保法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下この号において同じ。）が保有する診療並びに健康診査及び保健指導に係る情報の活用に関すること、医療保険者における情報処理の高度化の推進に関すること並びに社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会が健康保険法第七十六条第五項の規定による委託を受けて行う同条第四項に規定する審査及び支払に関する事務に係る情報処理の高度化の推進に関することを除く。）。

四 高齢者医療確保法第八條第一項に規定する医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画並びに高齢者医療確保法第九條第一項に規定する都道府県医療費適正化計画並びに高齢者医療確保法第十八條第一項に規定する特定健康診査等基本指針及び高齢者医療確保法第十九條第一項に規定する特定健康診査等実施計画に関すること（高齢者医療確保法第十六條第一項に規定する医療保険等関連情報に関する事務を除く。）。

第百二十条第五号中「連結情報提供」及び「支払基金電子診療録等情報管理業務」を削り、「支払基金電子処方箋管理業務、介護保険法第六十条第三項に規定する介護保険関係業務及び医療機関等情報化補助業務」を「及び介護保険法第六十条第三項に規定する介護保険関係業務並びに地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。次条第二号において「医療介護総合確保法」という。）第二十五条第一項に規定する医療機関等情報化補助業務、支払基金連結情報提供業務、支払基金電子処方箋管理業務及び支払基金電子診療録等情報管理業務」に改める。

第百二十一条第二号中「連結情報提供、連合会電子診療録等情報管理業務、連合会電子処方箋管理業務及び」を削り、「並びに」を「並びに医療介護総合確保法第三十六条に規定する連合会連結情報提供業務、連合会電子処方箋管理業務及び連合会電子診療録等情報管理業務」に関すること並びにに改める。

第百二十一条の二第五号中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下この条及び次条第三号において「高齢者医療確保法」という。）を「高齢者医療確保法」に改める。

第百二十一条の三を削る。

第百三十条第三号中「に関する電子計算組織」を「の用に供する情報システム」に改める。

第百三十一条第一項中「五人」を「九人」に改める。

附則第二条及び第三条を次のように改める。

第二条及び第三条 削除

附則第五条を次のように改める。

第五条 当分の間、第百二十条第五号中「次条第二号」とあるのは「以下この号及び次条第二号」と、「第二十五条第一項」とあるのは「第二十五条第一項（医療介護総合確保法附則第一条の三第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とする。」とする。

（社会保障審議会令の一部改正）

第二条 社会保障審議会令（平成十二年政令第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「厚生労働省医政局総務課」を「次のイからハまでに掲げるものの区分に応じ、当該イからハまでに定める課」に改め、同号に次のように加える。

イ 医療法第四条の二第二項の承認に係るもの 厚生労働省医政局地域医療計画課

ロ 医療法第四条の三第一項の承認に係るもの 厚生労働省医政局研究開発政策課

ハ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第四十六条第五項の規定による命令に係るもの 厚生労働省医政局医療経営改革課

附 則

（施行期日）

一の政令は、令和八年八月四日から施行する。

（介護保険法施行令の一部改正）

二 介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第三十二号中「第五号及び第七号並びに第三十四条第二号」を「並びに第三十三号の二第一号、第三号、第七号及び第十一号」に改める。

厚生労働大臣 上野賢一郎
内閣総理大臣 高市 早苗

○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 本省 第一節（略） 第二節 内部部局等 第一款・第二款（略） 第三款 課の設置等 第一目（略） 第二目 医政局（第三十一条―第三十九条） 第三目―第五目（略） 第六目 職業安定局（第七十三条―第八十四条の二） 第七目―第十三目（略） 第三節―第五節（略） 第二章（略） 附則 （大臣官房の所掌事務） 第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。 一―十九（略） （削る） 二十・二十一（略） （医薬局の所掌事務）	目次 第一章 本省 第一節（略） 第二節 内部部局等 第一款・第二款（略） 第三款 課の設置等 第一目（略） 第二目 医政局（第三十一条―第三十九条の二） 第三目―第五目（略） 第六目 職業安定局（第七十三条―第八十四条） 第七目―第十三目（略） 第三節―第五節（略） 第二章（略） 附則 （大臣官房の所掌事務） 第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。 一―十九（略） 二十 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「医療介護総合確保法」という。）第十二条の規定による保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供（以下「連結情報提供」という。）に関すること。 二十一・二十二（略） （医薬局の所掌事務）

第六条 医薬局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十 (略)

(削る)

(削る)

十一 十五 (略)

(人材開発統括官の職務)

第十五条 人材開発統括官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公共職業訓練に関すること（職業安定局の所掌に属するものを除く。）。

二 十 (略)

(政策統括官の職務)

第十六条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 十五 (略)

十六 厚生労働省の所掌事務に関する情報化に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

十七 厚生労働省の情報システムの整備及び管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

十八 二十一 (略)

(総括審議官、危機管理・医務技術総括審議官、統計・政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議

第六条 医薬局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十 (略)

十一 支払基金電子処方箋管理業務（医療介護総合確保法第二十五条第一項に規定する支払基金電子処方箋管理業務をいう。以下同じ。）及び連合会電子処方箋管理業務（医療介護総合確保法第三十六条に規定する連合会電子処方箋管理業務をいう。以下同じ。）に関すること。

十二 医療機関等情報化補助業務（医療介護総合確保法第二十五条第一項に規定する医療機関等情報化補助業務をいう。以下同じ。）に関すること（支払基金電子処方箋管理業務に関することに限る。）。

十三 十七 (略)

(人材開発統括官の職務)

第十五条 人材開発統括官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公共職業訓練に関すること。

二 十 (略)

(政策統括官の職務)

第十六条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 十五 (略)

(新設)

十六 厚生労働省の情報システムの整備及び管理に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

十七 二十 (略)

(総括審議官、危機管理・医務技術総括審議官、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官、医

官、医薬産業振興審議官、高齢・障害者雇用開発審議官、年金管理審議官及び審議官)

第十八条 大臣官房に、総括審議官二人、危機管理・医務技術総括審議官一人、統計・政策立案総括審議官一人、公文書監理官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、医薬産業振興審議官一人、高齢・障害者雇用開発審議官一人、年金管理審議官一人及び審議官十三人を置く。

2・3 (略)

4 統計・政策立案総括審議官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する統計に関する企画及び立案並びに調整に関する事務並びに厚生労働省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

5・6 (略)

7 医薬産業振興審議官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する重要事項のうち医薬産業の振興(医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品に関する産業の振興(これらの製品の研究及び開発を含む。))をいう。第三十八条第一号において同じ。)及び医療技術の評価に関するものの企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

8・10 (略)

(参事官)

第十九条 大臣官房に、参事官七人(うち一人は、検察官をもって充てられるものとする。)を置く。

2 (略)

(医政局に置く課等)

第三十一条 医政局に、次の九課を置く。
総務課

薬産業振興・医療情報審議官、高齢・障害者雇用開発審議官、年金管理審議官及び審議官)

第十八条 大臣官房に、総括審議官二人、危機管理・医務技術総括審議官一人、政策立案総括審議官一人、公文書監理官一人、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人、医薬産業振興・医療情報審議官一人、高齢・障害者雇用開発審議官一人、年金管理審議官一人及び審議官十三人を置く。

2・3 (略)

4 政策立案総括審議官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

5・6 (略)

7 医薬産業振興・医療情報審議官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する重要事項のうち医薬産業の振興(医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品に関する産業の振興(これらの製品の研究及び開発を含む。))をいう。第三十八条第一号において同じ。)保健医療に係る情報化及び医療技術の評価に関するものの企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

8・10 (略)

(参事官)

第十九条 大臣官房に、参事官十人(うち一人は、検察官をもって充てられるものとする。)を置く。

2 (略)

(医政局に置く課等)

第三十一条 医政局に、次の八課及び参事官一人を置く。
総務課

地域医療計画課
医療経営改革課
医療機構運営支援課
医事課
歯科保健課
看護課
医薬産業振興企画課
研究開発政策課

(地域医療計画課の所掌事務)
第三十三条 地域医療計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 地域における保健医療に係る計画に関すること(医師、歯科医師その他医療関係者の確保に関するものを除く。)

三・四 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

五 救急救命士に関すること(その勤務環境の改善に関するものを除く。)

六〇八 (略)

(医療経営改革課の所掌事務)

地域医療計画課
(新設)
医療経営支援課
医事課
歯科保健課
看護課
医薬産業振興・医療情報企画課
研究開発政策課

(地域医療計画課の所掌事務)
第三十三条 地域医療計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 医療監視員及び地域における保健医療に係る計画に関すること。

三・四 (略)

五 病院、診療所及び助産所における安全管理に関すること。

六 病院、診療所及び助産所における業務委託(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第十五条の三の規定により行われる業務の委託をいう。)に関すること。

七 看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の規定による看護師等の確保に関すること(病院、診療所及び助産所の開設者に対する指導及び助言に関するものに限り、職業安定局及び人材開発統括官の所掌に属するものを除く。)

八 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二十條の三第一項に規定する衛生検査所に関すること。

九 救急救命士に関すること。

一〇一二 (略)

第三十三條の二 医療経営改革課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 病院、診療所及び助産所における業務の効率化並びに病院、診療所及び助産所における医師、歯科医師その他医療関係者の勤務環境の改善に関すること（他局及び人材開発統括官並びに医事課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 医師、歯科医師その他医療関係者の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
- 三 病院、診療所及び助産所の経営管理に関すること。
- 四 医療を受ける者に対する当該医療に関する情報の提供に関すること（地域医療計画課の所掌に属するものを除く。）。
- 五 医療監視員に関すること。
- 六 医療法人に関すること。
- 七 病院、診療所及び助産所における安全管理に関すること。
- 八 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二章第二節に規定する医業、歯科医業又は助産師の業務等の広告に関すること。
- 九 医療法第十五条の三の規定による病院、診療所又は助産所の業務の委託に関すること。
- 十 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二条に規定する検体検査及び同法第二十条の三第一項に規定する衛生検査所に関すること。
- 十一 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の規定による看護師等の確保に関すること（病院、診療所及び助産所の開設者に対する指導及び助言に関することに限り、職業安定局及び人材開発統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 十二 独立行政法人福祉医療機構の行う業務に関すること（独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十二条第一項第二号に規定する業務、同項第四号に規定する業務（同項第二号に規定する病院等の開設者に係るものに限る。））。

（新設）

及び同項第十二号に規定する業務に関するに限る。）。

(医療機構運営支援課の所掌事務)

第三十四条 医療機構運営支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(削る)

(削る)

一〇十一 (略)

(削る)

(医事課の所掌事務)

第三十五条 医事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 医師、歯科医師その他医療関係者に関する事務（他局及び医療経営改革課の所掌に属するものを除く。）の総括に関すること。

二 医師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に関すること（医師にあつては医療法第百四条から第百五十条までの規定による労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮及びその健康の確保に関する措置に関すること以外のその勤務環境の改善に関することを、医師以外の医療関係者にあつてはその勤務環境の改善に関するものを除く。）。

三 遠隔の地にある患者に対する医療を提供する体制に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

四〇六 (略)

(医療経営支援課の所掌事務)

第三十四条 医療経営支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 医療法人に関すること。

二 病院、診療所及び助産所の経営管理に関すること。

三〇十三 (略)

十四 独立行政法人福祉医療機構の行う業務に関すること（独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第二号に規定する業務、同項第四号に規定する業務（同項第二号に規定する病院等の開設者に係るものに限る。）及び同項第十二号に規定する業務に関するに限る。）。

(医事課の所掌事務)

第三十五条 医事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 医師、歯科医師その他医療関係者に関する事務（他局の所掌に属するものを除く。）の総括に関すること。

二 医師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に関すること。

(新設)

三〇五 (略)

(歯科保健課の所掌事務)

第三十六条 歯科保健課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士に関する事(これらの者の勤務環境の改善に関するものを除く。)
- 三・四 (略)

(看護課の所掌事務)

第三十七条 看護課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 保健師、助産師、看護師及び准看護師に関する事(これらの者の勤務環境の改善に関するものを除く。)
- 二 看護師等の人材確保の促進に関する法律の規定による看護師等の確保に関すること(同法第二条第二項に規定する指定訪問看護事業を行う者及び介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介護医療院の開設者に対する指導及び助言に関すること並びに職業安定局及び人材開発統括官並びに医療経営改革課の所掌に属するものを除く。)
- 三・四 (略)

(医薬産業振興企画課の所掌事務)

第三十八条 医薬産業振興企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- (削る)
- 二・五 (略)
- 六 医療機器(医療用品、歯科材料及び衛生用品を除く。)の配置及び使用に関すること(医療経営改革課の所掌に属するものを除く。)

(歯科保健課の所掌事務)

第三十六条 歯科保健課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士に関する事。
- 三・四 (略)

(看護課の所掌事務)

第三十七条 看護課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 保健師、助産師、看護師及び准看護師に関する事。
- 二 看護師等の人材確保の促進に関する法律の規定による看護師等の確保に関すること(同法第二条第二項に規定する指定訪問看護事業を行う者及び介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介護医療院の開設者に対する指導及び助言に関すること並びに職業安定局及び人材開発統括官並びに地域医療計画課の所掌に属するものを除く。)
- 三・四 (略)

(医薬産業振興・医療情報企画課の所掌事務)

第三十八条 医薬産業振興・医療情報企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 保健医療に関する情報の保護及び利用並びに保健医療に関する情報の処理に係る体制の整備に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること。
- 三・六 (略)
- 七 医療機器(医療用品、歯科材料及び衛生用品を除く。)の配置及び使用に関すること(地域医療計画課の所掌に属するものを除く。)

(研究開発政策課の所掌事務)

第三十九条 研究開発政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 医療技術の評価に関すること(他局の所掌に属するものを除く。)

(削る)

(総務課の所掌事務)

第五十条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

(削る)

(削る)

(研究開発政策課の所掌事務)

第三十九条 研究開発政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

(新設)

(参事官の職務)

第三十九条の二 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一 保健医療に関する情報の保護及び利用並びに保健医療に関する情報の処理に係る体制の整備に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること(医療介護総合確保法第二十五条第一項に規定する支払基金電子診療録等情報管理業務(第百二十条第五号において「支払基金電子診療録等情報管理業務」という。)及び医療機関等情報化補助業務(診療録に関することに限る。)に関することに限る。)

三 国民健康保険団体連合会の行う業務に関すること(医療介護総合確保法第三十六条に規定する連合会電子診療録等情報管理業務(第百二十一条第二号において「連合会電子診療録等情報管理業務」という。)に関することに限る。)

四 医療技術の評価に関すること(他局の所掌に属するものを除く。)

(総務課の所掌事務)

第五十条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 支払基金電子処方箋管理業務及び連合会電子処方箋管理業務に関すること。

四 医療機関等情報化補助業務に関すること(支払基金電子処方

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（庶務） 第十条 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ当該各号に定める課において処理する。 一 医療分科会 次のイからハまでに掲げるものの区分に応じ、当該イからハまでに定める課 イ 医療法第四条の二第一項の承認に係るもの 厚生労働省医政局地域医療計画課 ロ 医療法第四条の三第一項の承認に係るもの 厚生労働省医政局研究開発政策課 ハ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第四十六条第五項の規定による命令に係るもの 厚生労働省医政局医療経営改革課 二〃五 （略）	（庶務） 第十条 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ当該各号に定める課において処理する。 一 医療分科会 厚生労働省医政局総務課 （新設） （新設） （新設） 二〃五 （略）

省

令

○厚生労働省令第百二十二号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 上野賢一郎

令和八年八月三日

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章 本省 第一節 内部部局 第一款 第五款（略） 第六款 職業安定局（第四十一条―第四十八条の三） 第七款 第十三款（略） 第二節 第三款（略） 第二章 第四章（略） 附則 （審査委員並びに地域保健福祉施策特別分析官、国際保健福祉交渉官、国際労働交渉官及び医薬国際交渉官） 第一条 大臣官房に、審査委員（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）並びに地域保健福祉施策特別分析官、国際保健福祉交渉官、国際労働交渉官及び医薬国際交渉官それぞれ一人を置く。 2 5（略） 6 医薬国際交渉官は、命を受けて、医薬分野について、極めて高度の専門的な知識経験に基づき情報の収集及び分析並びに関係国の政府等との連絡及び協議等を行うことにより、医薬分野に関する政策の企画及び立案の支援を行う。 （公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官） 第三条 総務課に、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官十六人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。 2 9（略） （監査指導室、経理室及び管理室並びに厚生管理企画官） 第四条 会計課に、監査指導室、経理室及び管理室並びに厚生管理企画官一人を置く。 2 8（略） 9 厚生管理企画官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。 （削る） 一 四（略）	目次 第一章 本省 第一節 内部部局 第一款 第五款（略） 第六款 職業安定局（第四十一条―第四十八条） 第七款 第十三款（略） 第二節 第三款（略） 第二章 第四章（略） 附則 （審査委員並びに地域保健福祉施策特別分析官、国際保健福祉交渉官及び国際労働交渉官） 第一条 大臣官房に、審査委員（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）並びに地域保健福祉施策特別分析官、国際保健福祉交渉官及び国際労働交渉官それぞれ一人を置く。 2 5（略） （新設） （公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官） 第三条 総務課に、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官十九人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。 2 9（略） （監査指導室、経理室及び管理室並びに会計管理官及び厚生管理企画官） 第四条 会計課に、監査指導室、経理室及び管理室並びに会計管理官及び厚生管理企画官それぞれ一人を置く。 2 8（略） 9 会計管理官は、命を受けて、会計課の所掌事務に関する特定事項の調整及び管理に関する事務をつかさどる。 10 厚生管理企画官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。 一 厚生労働省所管の建築物の営繕に関すること。 二 五（略）

第十二条 地域医療構想推進室を置く。	2 地域医療構想推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。	一 地域における保健医療に係る計画に関すること（医事課の所掌に属するものを除く。）。	二 へき地医療体制の整備に関すること。	三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四条第一項に規定する地域医療支援病院に関すること。	四 医療法第四条の二第一項に規定する特定機能病院に関すること。	3 地域医療構想推進室に、室長を置く。	第十二条の二 医療経営改革課に、看護サービス推進室を置く。	2 看護サービス推進室は、医師、歯科医師その他医療関係者の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事務（保健師、助産師、看護師及び准看護師に関するに限る。）をつかさどる。	3 看護サービス推進室に、室長を置く。	第十三条 国立ハンセン病療養所対策室及び医療独立行政法人支援室並びに政策医療推進官及び調査官	第十三条 医療機構運営支援課に、国立ハンセン病療養所対策室及び医療独立行政法人支援室並びに政策医療推進官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び調査官それぞれ一人を置く。	第十五条 看護課に、看護職員確保対策官一人を置く。	第十五条 看護課に、看護職員確保対策官一人を置く。	第十五条 看護課に、看護職員確保対策官一人を置く。	第十五条 看護課に、看護職員確保対策官一人を置く。	第十五条 看護課に、看護職員確保対策官一人を置く。	第十五条 看護課に、看護職員確保対策官一人を置く。	第十五条 看護課に、看護職員確保対策官一人を置く。	第十五条 看護課に、看護職員確保対策官一人を置く。	第十五条 看護課に、看護職員確保対策官一人を置く。	第十五条 看護課に、看護職員確保対策官一人を置く。	第十五条 看護課に、看護職員確保対策官一人を置く。	第十五条 看護課に、看護職員確保対策官一人を置く。
---------------------------	------------------------------------	---	----------------------------	---	--	----------------------------	--------------------------------------	--	----------------------------	---	--	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------

第十二条 地域医療計画課に、医療安全推進・医務指導室を置く。	2 医療安全推進・医務指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。	一 医療の安全に関する調査、企画及び立案並びに調整に関すること。	二 特定機能病院に関すること。	三 医療監視員に関すること。	四 病院、診療所及び助産所における安全管理に関すること。	3 医療安全推進・医務指導室に、室長を置く。	第十三条 医療経営支援課に、国立ハンセン病療養所対策室及び医療独立行政法人支援室並びに政策医療推進官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び調査官それぞれ一人を置く。	第十五条 看護課に、看護サービス推進室及び看護職員確保対策官一人を置く。	第十五条 看護課に、看護サービス推進室及び看護職員確保対策官一人を置く。	第十五条 看護課に、看護サービス推進室及び看護職員確保対策官一人を置く。	第十五条 看護課に、看護サービス推進室及び看護職員確保対策官一人を置く。	第十五条 看護課に、看護サービス推進室及び看護職員確保対策官一人を置く。	第十五条 看護課に、看護サービス推進室及び看護職員確保対策官一人を置く。	第十五条 看護課に、看護サービス推進室及び看護職員確保対策官一人を置く。	第十五条 看護課に、看護サービス推進室及び看護職員確保対策官一人を置く。	第十五条 看護課に、看護サービス推進室及び看護職員確保対策官一人を置く。	第十五条 看護課に、看護サービス推進室及び看護職員確保対策官一人を置く。	第十五条 看護課に、看護サービス推進室及び看護職員確保対策官一人を置く。	第十五条 看護課に、看護サービス推進室及び看護職員確保対策官一人を置く。	第十五条 看護課に、看護サービス推進室及び看護職員確保対策官一人を置く。	第十五条 看護課に、看護サービス推進室及び看護職員確保対策官一人を置く。	第十五条 看護課に、看護サービス推進室及び看護職員確保対策官一人を置く。	第十五条 看護課に、看護サービス推進室及び看護職員確保対策官一人を置く。
---------------------------------------	---------------------------------------	---	------------------------	-----------------------	-------------------------------------	-------------------------------	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

○厚生労働省訓第 18 号

(部内一般)

厚生労働省の内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 8 月 3 日

厚生労働大臣 上野 賢一郎

厚生労働省の内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令
(改正内容は別添のとおり。)

附 則

この訓令は、令和 8 年 8 月 4 日から施行する。

厚生労働省の内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令案 新旧対照条文

○ 厚生労働省の内部組織に関する訓令（平成13年厚生労働省訓第1号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（書記） 第9条 局及び人材開発統括官の下に、書記1人（労働基準局、職業安定局及び雇用環境・均等局並びに人材開発統括官の下に書記にあつては、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 <u>2 政策統括官の下に、書記2人（うち1人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。</u> <u>3～5</u> （略） （総括調整室及び厚生労働省改革推進室） 第9条の3 大臣官房に、総括調整室及び厚生労働省改革推進室を置く。 2～7 （略） 8 厚生労働省改革推進室に、室長（組織令第18条第1項に規定する総括審議官をもって充てられるものとする。）、室長代理（<u>関係のある他の職を占める者</u>をもって充てられるものとする。）並びに所要の室員（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 9～11 （略） （削る）	（書記） 第9条 局並びに人材開発統括官及び政策統括官の下に、書記1人（労働基準局、職業安定局及び雇用環境・均等局並びに人材開発統括官及び政策統括官の下に書記にあつては、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 （新設） <u>2～4</u> （略） （総括調整室、厚生労働省改革推進室及び情報化担当参事官室） 第9条の3 大臣官房に、総括調整室、<u>厚生労働省改革推進室及び情報化担当参事官室</u>を置く。 2～7 （略） 8 厚生労働省改革推進室に、室長（組織令第18条第1項に規定する総括審議官をもって充てられるものとする。）、室長代理（<u>組織令第19条第1項に規定する参事官</u>をもって充てられるものとする。）並びに所要の室員（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 9～11 （略） <u>12 情報化担当参事官室は、次に掲げる事務をつかさどる。</u> (1) <u>社会保障制度に関する情報政策に係る総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</u> (2) <u>厚生労働省の所掌事務に関する情報政策に係る総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに総合調整に関すること。</u>

(削る)

(会計企画調整室、会計D X推進室、施設整備室、厚生管理室及びヘルスケア推進室並びに上席会計監査官及び首席営繕専門官)

第12条の2 大臣官房会計課に、会計企画調整室、会計D X推進室、施設整備室、厚生管理室及びヘルスケア推進室並びに首席営繕専門官1人(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。))を置く。

2～5 (略)

6 施設整備室は、厚生労働省所管の建築物の営繕に関する事務をつかさどる。

7 施設整備室に、室長(首席営繕専門官をもって充てられるものとする。)、室長補佐、専門官、班及び班長並びに係及び係長を置く。

8 厚生管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(削る)

(1)～(4) (略)

9～13 (略)

14 首席営繕専門官は、命を受けて、厚生労働省所管の建築物の営繕に関する事務を行う。

第19条の2及び第19条の3 削除

(3) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号。以下「医療介護総合確保法」という。)第12条の規定による保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供に関すること。

13 情報化担当参事官室に、室長(組織令第19条第1項に規定する参事官をもって充てられるものとする。)、室長補佐、専門官、係及び係長、主査並びに専門スタッフ職を置く。

(会計企画調整室、会計D X推進室、厚生管理室、ヘルスケア推進室及び上席会計監査官)

第12条の2 大臣官房会計課に、会計企画調整室、会計D X推進室、厚生管理室及びヘルスケア推進室を置く。

2～5 (略)

(新設)

(新設)

6 厚生管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 厚生労働省所管の建築物の営繕に関すること。

(2)～(5) (略)

7～11 (略)

(新設)

(医療情報担当参事官室)

第19条の2 医政局に、医療情報担当参事官室を置く。

2 医療情報担当参事官室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 保健医療に関する情報の保護及び利用並びに保健医療に関する情報の処理に係る体制の整備に関する政策の企画及び立案並びに推進の総括に関すること。

(2) 医療機関等情報化補助業務（医療介護総合確保法第25条第1項に規定する医療機関等情報化補助業務をいう。以下同じ。）の総括に関すること（診療録に関することに限る。）。

(3) 医療技術の評価の総括に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

3 医療情報担当参事官室に、室長（組織令第39条の2に規定する参事官をもって充てられるものとする。）、室長補佐、係及び係長並びに主査を置く。

（医療情報基盤推進室及び医療情報室）

第19条の3 医政局に置かれる参事官の下に、医療情報基盤推進室及び医療情報室を置く。

2 医療情報基盤推進室は、保健医療に関する情報の処理に係る体制の整備に関する政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

3 医療情報基盤推進室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官並びに係及び係長を置く。

4 医療情報室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 保健医療に関する情報の保護及び利用に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(2) 医療機関等情報化補助業務に関すること（診療録に関することに限る。）。

(3) 医療技術の評価に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

5 医療情報室に、室長、室長補佐、専門官並びに係及び係長を置く。

(外来・在宅医療対策室、精神科医療等対策室、救急・周産期医療等対策室及び新興感染症等医療対策室)

第19条の5 医政局地域医療計画課に、外来・在宅医療対策室、精神科医療等対策室、救急・周産期医療等対策室及び新興感染症等医療対策室を置く。

(削る)

(削る)

2 外来・在宅医療対策室は、地域医療計画課の所掌事務のうち、外来医療、在宅医療及びかかりつけ医機能に関する事務をつかさどる。

3～9 (略)

(削る)

(削る)

(医業経営企画室及び医療安全推進・医務指導室)

第19条の6 医政局医療経営改革課に、医業経営企画室及び医療安

(医師確保等地域医療対策室、外来・在宅医療対策室、精神科医療等対策室、救急・周産期医療等対策室、新興感染症等医療対策室及び医療関連サービス室)

第19条の5 医政局地域医療計画課に、医師確保等地域医療対策室、外来・在宅医療対策室、精神科医療等対策室、救急・周産期医療等対策室、新興感染症等医療対策室及び医療関連サービス室を置く。

2 医師確保等地域医療対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域医療支援病院に関すること。
- (2) 地域における保健医療に係る計画に関すること。
- (3) へき地医療に関すること。
- (4) (2)の計画に関する医師の派遣に関すること。

3 医師確保等地域医療対策室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官、係及び係長並びに主査を置く。

4 外来・在宅医療対策室は、地域医療計画課の所掌事務のうち、外来医療及び在宅医療に関する事務をつかさどる。

5～11 (略)

12 医療関連サービス室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 病院、診療所及び助産所における業務委託（医療法第15条の3の規定により行われる業務の委託をいう。）に関すること。
- (2) 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3第1項に規定する衛生検査所に関すること。

13 医療関連サービス室に、室長、室長補佐並びに係及び係長を置く。

(新設)

全推進・医務指導室を置く。

2 医業経営企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 病院、診療所及び助産所の経営管理に関すること。
- (2) 医療法人に関すること。
- (3) 独立行政法人福祉医療機構の行う業務に関すること（独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）第12条第1項第2号に規定する病院等（以下この号において「病院等」という。）の開設者に対する資金の貸付け及び病院等の経営の診断又は指導に関する業務に関することに限る。）。

3 医業経営企画室に、室長、室長補佐、専門官並びに係及び係長を置く。

4 医療安全推進・医務指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 医療の安全に関する調査、企画及び立案並びに調整に関すること。
- (2) 医療監視員に関すること。
- (3) 病院、診療所及び助産所における安全管理に関すること。
- (4) 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）の規定による看護師等の確保に関すること（病院、診療所及び助産所の開設者に対する指導及び助言に関することに限る。）。

5 医療安全推進・医務指導室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官、係及び係長並びに主査を置く。

（職員厚生室）

第19条の7 医政局医療機構運営支援課に、職員厚生室を置く。

（削る）

（医療法人支援室及び職員厚生室）

第19条の6 医政局医療経営支援課に、医療法人支援室及び職員厚生室を置く。

2 医療法人支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 医療法人に関すること。
- (2) 病院、診療所及び助産所の経営管理に関すること。

(削る)

2・3 (略)

(削る)

(医療用物資等確保対策推進室、流通指導室、セルフケア・セルフメディケーション推進室及び医薬品産業政策室)

第19条の8 医政局医薬産業振興企画課に、医療用物資等確保対策推進室、流通指導室、セルフケア・セルフメディケーション推進室及び医薬品産業政策室を置く。

2 (略)

3 医療用物資等確保対策推進室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官並びに係及び係長を置く。

4 流通指導室は、医薬産業振興企画課の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)・(2) (略)

5 流通指導室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官並びに係及び係長を置

3 医療法人支援室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官並びに係及び係長を置く。

4・5 (略)

(医師等医療従事者働き方改革推進室)

第19条の7 医政局医事課に、医師等医療従事者働き方改革推進室を置く。

2 医師等医療従事者働き方改革推進室は、医療従事者の勤務環境の改善に関する調査、企画及び立案並びに調整に関する事務（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3 医師等医療従事者働き方改革推進室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官並びに係及び係長を置く。

(医療用物資等確保対策推進室、流通指導室、セルフケア・セルフメディケーション推進室及び医薬品産業・ベンチャー等支援政策室)

第19条の8 医政局医薬産業振興・医療情報企画課に、医療用物資等確保対策推進室、流通指導室、セルフケア・セルフメディケーション推進室及び医薬品産業・ベンチャー等支援政策室を置く。

2 (略)

3 医療用物資等確保対策推進室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官、係及び係長並びに主査を置く。

4 流通指導室は、医薬産業振興・医療情報企画課の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)・(2) (略)

5 流通指導室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官、係及び係長並びに主査

く。

6・7 (略)

8 医薬品産業政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) (略)

(削る)

(2) (略)

9 医薬品産業政策室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官並びに係及び係長を置く。

（再生医療等研究推進室、医療イノベーション推進室及び特定医薬品開発支援室）

第19条の9 (略)

2・3 (略)

4 医療イノベーション推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 成果の実用化により医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品におけるイノベーションの創出をもたらし可能性のある医療分野の研究及び開発に関すること。

(2) 医療技術の評価に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

5 医療イノベーション推進室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官、係及び係長並びに主査を置く。

6・7 (略)

（職業紹介等業務担当参事官室）

を置く。

6・7 (略)

8 医薬品産業・ベンチャー等支援政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) (略)

(2) 医薬品、医薬部外品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品の製造販売業、製造業、販売業、貸与業及び修理業を営むベンチャー企業等の支援に関すること（医療機器政策室の所掌に属するものを除く。）。

(3) (略)

9 医薬品産業・ベンチャー等支援政策室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官、係及び係長並びに主査を置く。

（再生医療等研究推進室、医療イノベーション推進室及び特定医薬品開発支援室）

第19条の9 (略)

2・3 (略)

4 医療イノベーション推進室は、成果の実用化により医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品におけるイノベーションの創出をもたらし可能性のある医療分野の研究及び開発に関する事務をつかさどる。

5 医療イノベーション推進室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官及び主査を置く。

6・7 (略)

第30条 職業安定局に、職業紹介等業務担当参事官室を置く。

(新設)

2 職業紹介等業務担当参事官室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 政府が行う職業紹介及び職業指導の総括に関すること（人材開発統括官及び他課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 介護労働者の雇用管理の改善の総括に関すること。
- (3) 職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る介護労働者に関する相談援助その他の措置の総括に関すること。
- (4) 公共職業安定所のあっせんにより公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。）を受ける者及び当該職業訓練を修了した者並びに職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第2条に規定する特定求職者の職業の安定の事務の総括に関すること（人材開発統括官及び雇用保険課の所掌に属するものを除く。）。

3 職業紹介等業務担当参事官室に、室長（組織令第84条の2第1項に規定する参事官をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官並びに係及び係長を置く。

（人材確保支援企画室）

第30条の2 職業安定局に置かれる参事官の下に、人材確保支援企画室を置く。

(新設)

2 人材確保支援企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 政府が行う職業紹介及び職業指導のうち、労働力が不足している業種その他の分野に関すること（人材開発統括官及び他課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 介護労働者の雇用管理の改善に関すること。
- (3) 職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る介護労働者に関する相談援助その他の措置に関すること。

3 人材確保支援企画室に、室長（人材確保支援企画官をもって充てられるものとする。）、室長補佐並びに係及び係長を置く。

(総括職業指導官)

第30条の3 職業安定局に置かれる中央職業指導官7人のうち、1人を総括職業指導官とすることができる。

2 総括職業指導官は、命を受けて、中央職業指導官の行う事務の総括に関し、参事官を補佐する。

第30条の4 (略)

(副主任中央職業安定監察官)

第30条の5 (削る)

(削る)

職業安定局総務課中央職業安定監察官8人のうち、5人以内を副主任中央職業安定監察官とすることができる。

2 (略)

(削る)

(医療費適正化対策推進室及び社会保険審査調整室)

(新設)

第30条 (略)

(次席職業指導官及び副主任中央職業安定監察官)

第30条の2 職業安定局総務課中央職業指導官5人のうち、1人を次席職業指導官とすることができる。

2 次席職業指導官は、命を受けて、中央職業指導官の行う事務の総括に関し、首席職業指導官を補佐する。

3 職業安定局総務課中央職業安定監察官8人のうち、5人以内を副主任中央職業安定監察官とすることができる。

4 (略)

(労働市場情報整備推進企画室)

第30条の3 職業安定局雇用政策課に、労働市場情報整備推進企画室を置く。

2 労働市場情報整備推進企画室は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第4条第1項第6号に規定する施策の企画及び立案その他必要な事務をつかさどる。

3 労働市場情報整備推進企画室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門官並びに係及び係長を置く。

(社会保険審査調整室)

第40条 保険局総務課に、医療費適正化対策推進室及び社会保険審査調整室を置く。

2 医療費適正化対策推進室は、総務課の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第8条第1項に規定する医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画の策定に関すること。

(2) 高齢者医療確保法第9条第1項に規定する都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 高齢者医療確保法第18条第1項に規定する特定健康診査等基本指針の策定に関すること。

(4) 高齢者医療確保法第19条第1項に規定する特定健康診査等実施計画その他の特定健康診査及び特定保健指導に関する企画及び立案並びに調整に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

3 医療費適正化対策推進室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官並びに係及び係長を置く。

4・5 （略）

第40条の2 削除

第40条 保険局総務課に、社会保険審査調整室を置く。

（新設）

（新設）

2・3 （略）

（医療費適正化対策推進室）

第40条の2 保険局医療介護連携政策課に、医療費適正化対策推進室を置く。

2 医療費適正化対策推進室は、医療介護連携政策課の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

(1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第8条第1項に規定する医療費適正化基本方針及び全国医療費適正化計画の策定に関するこ

(政策統括官の職務の範囲)

第43条 政策統括官のうち1人は、次に掲げる職務をつかさどる。

(1)～(9) (略)

(10) 労働組合その他労働に関する団体に係る連絡調整に関するこ
と。

(11) 労働関係の調整に関すること（中央労働委員会並びに労働基準
局及び雇用環境・均等局の所掌に属するものを除く。）。

(12) (略)

(13) 人口動態統計、毎月勤労統計調査その他統計に関すること（他
局及び人材開発統括官の所掌に属するものを除く。）。

(14) 国立国会図書館支部厚生労働省図書館に関すること。

(15)～(20) (略)

2 政策統括官のうち1人は、次に掲げる職務をつかさどる。

(1)～(3) (略)

(4) 厚生労働省の所掌事務に関する情報化に関すること（他の所掌
に属するものを除く。）。

と。

(2) 高齢者医療確保法第9条第1項に規定する都道府県医療費適正
化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関すること
（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 高齢者医療確保法第18条第1項に規定する特定健康診査等基
本指針の策定に関すること。

(4) 高齢者医療確保法第19条第1項に規定する特定健康診査等実
施計画その他の特定健康診査及び特定保健指導に関する企画及び
立案並びに調整に関すること（他局及び他課の所掌に属するもの
を除く。）。

3 医療費適正化対策推進室に、室長（関係のある他の職を占める者
をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官並びに係及
び係長を置く。

(政策統括官の職務の範囲)

第43条 政策統括官のうち1人は、次に掲げる職務をつかさどる。

(1)～(9) (略)

(新設)

(新設)

(10) (略)

(新設)

(新設)

(11)～(16) (略)

2 政策統括官のうち1人は、次に掲げる職務をつかさどる。

(1)～(3) (略)

(4) 労働組合その他労働に関する団体に係る連絡調整に関するこ
と。

(削る)

(削る)

(削る)

- (5) 厚生労働省の情報システムの整備及び管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

(政策統括室)

第44条 (略)

2 政策統括室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 社会保障制度に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（政策立案・評価担当参事官室及びサイバーセキュリティ担当参事官室の所掌に属するものを除く。）。

(2)～(10) (略)

3 政策統括室に、室長（組織令第2条に規定する政策統括官をもって充てられるものとする。）、室長代理（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、副室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官、班、係及び係長並びに主査を置く。

4～8 (略)

(賃金政策推進室)

第44条の2 (略)

2 (略)

3 賃金政策推進室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長代理（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、副室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、所要の室員（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び班

- (5) 労働関係の調整に関すること（中央労働委員会並びに労働基準局及び雇用環境・均等局の所掌に属するものを除く。）。

- (6) 人口動態統計、毎月勤労統計調査その他統計に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

- (7) 国立国会図書館支部厚生労働省図書館に関すること。

- (8) 厚生労働省の情報システムの整備及び管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

(政策統括室)

第44条 (略)

2 政策統括室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 社会保障制度に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（政策評価官室及びサイバーセキュリティ担当参事官室の所掌に属するものを除く。）。

(2)～(10) (略)

3 政策統括室に、室長（組織令第2条に規定する政策統括官をもって充てられるものとする。）、室長代理（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、副室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官、班、係及び係長、主査並びに専門スタッフ職を置く。

4～8 (略)

(賃金政策推進室)

第44条の2 (略)

2 (略)

3 賃金政策推進室に、室長（組織令第18条第1項に規定する公文書監理官をもって充てられるものとする。）、室長代理（組織令第18条第1項に規定する審議官及び組織規則第74条第1項に規定する労働経済特別研究官をもって充てられるものとする。）、副室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

を置く。

4～9 (略)

(総務室、統計企画調整室、審査解析室及び国際分類情報管理室)

第49条 本省に置かれる参事官の下に、総務室、統計企画調整室、審査解析室及び国際分類情報管理室を置く。

2 総務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(3) (略)

3 総務室に、室長（組織令第131条第1項に規定する参事官をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官、係及び係長、主査並びに専門スタッフ職を置く。

4～9 (略)

(人口動態・保健社会統計室、保健統計室、社会統計室、世帯統計室及び行政報告統計室)

第50条 (略)

2～9 (略)

10 行政報告統計室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 衛生行政、地域保健及び健康増進の事業報告に関する統計調査に関すること。

(2) 福祉行政の事業報告に関する統計調査に関すること。

11 (略)

(情報政策総括担当参事官室)

第52条 政策統括官の下に、情報政策総括担当参事官室を置く。

2 情報政策総括担当参事官室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 政策統括官の所掌事務（第43条第2項に規定するものに限る。第3号において同じ。）に関する総合調整に関すること。

る。）、所要の室員（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び班を置く。

4～9 (略)

(統計・情報総務室、統計企画調整室、審査解析室及び国際分類情報管理室)

第49条 本省に置かれる参事官の下に、統計・情報総務室、統計企画調整室、審査解析室及び国際分類情報管理室を置く。

2 統計・情報総務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(3) (略)

3 統計・情報総務室に、室長（組織令第131条第1項に規定する参事官をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官、係及び係長、主査並びに専門スタッフ職を置く。

4～9 (略)

(人口動態・保健社会統計室、保健統計室、社会統計室、世帯統計室及び行政報告統計室)

第50条 (略)

2～9 (略)

10 行政報告統計室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 衛生行政、地域保健及び健康増進の事業報告に関すること。

(2) 福祉行政の事業報告に関すること。

11 (略)

第52条 削除

(2) 厚生労働省の所掌事務に関する情報化に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

(3) 前二号に掲げるもののほか、政策統括官の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

3 情報政策総括担当参事官室に、室長（組織令第131条第1項に規定する参事官をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官、係及び係長、主査並びに専門スタッフ職を置く。

（労働情報政策管理室）

第52条の2 本省に置かれる参事官の下に、労働情報政策管理室を置く。

2 労働情報政策管理室は、労働に関する情報の収集及び分析並びにその結果の提供に関する事務（他局及び人材開発統括官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3 労働情報政策管理室に、室長（労働情報政策管理官をもって充てられるものとする。）、室長補佐並びに係及び係長を置く。

（サイバーセキュリティ担当参事官室）

第53条 （略）

2 （略）

3 サイバーセキュリティ担当参事官室に、室長（組織令第131条第1項に規定する参事官をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官、係及び係長並びに主査を置く。

（情報システム共創推進室）

第53条の2 政策統括官の下に、情報システム共創推進室を置く。

2 情報システム共創推進室は、厚生労働省の情報システムの整備及び管理の適正化の推進に関する事務をつかさどる。

3 情報システム共創推進室に、室長（組織令第2条に規定する政策統括官をもって充てられるものとする。）、室長代理（組織令第1

（新設）

（サイバーセキュリティ担当参事官室）

第53条 （略）

2 （略）

3 サイバーセキュリティ担当参事官室に、室長（組織令第19条第1項に規定する参事官をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官、係及び係長並びに主査を置く。

（新設）

3 1 条第 1 項に規定する参事官をもって充てられるものとする。）及び所要の室員（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

4 室長代理は、室長を助け、情報システム共創推進室の事務を分担処理する。

5 室員は、命を受けて、情報システム共創推進室の事務を分担処理する。

（医療情報基盤担当参事官室）

第 5 3 条の 3 政策統括官の下に、医療情報基盤担当参事官室を置く。

（新設）

2 医療情報基盤担当参事官室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 保健医療に関する情報の活用のための基盤の整備に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること（医療情報連携担当参事官室の所掌に属するものを除く。）。

(2) 医療保険者（高齢者医療確保法第 7 条第 2 項に規定する保険者及び同法第 4 8 条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）及び審査支払機関の情報処理の高度化の推進に関すること（保険局の所掌に属するものを除く。）。

(3) 高齢者医療確保法第 1 6 条第 2 項及び第 3 項の規定により提供される情報の管理に関すること（保険局の所掌に属するものを除く。）。

(4) 社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 6 4 号。以下この号、次号及び次条において「医療介護総合確保法」という。）第 2 5 条第 1 項に規定する医療機関等情報化補助業務（健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 3 条第 1 3 項に規定する電子資格確認（次条において「電子資格確認」という。）に関することに限る。）及び医療介護総合確保法第 2 5 条第 1 項に規定する支払基金連結情報提供業務に関することに限

る。）。

- (5) 国民健康保険団体連合会の行う業務に関すること（医療介護総合確保法第36条に規定する連合会連結情報提供業務に関することに限る。）。

- 3 医療情報基盤担当参事官室に、室長（組織令第131条第1項に規定する参事官をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官、係及び係長並びに主査を置く。

（医療情報連携担当参事官室）

- 第53条の4 政策統括官の下に、医療情報連携担当参事官室を置く。

- 2 医療情報連携担当参事官室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 保健医療に関する情報の連携に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (2) 社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること（医療介護総合確保法第25条第1項に規定する医療機関等情報化補助業務（電子資格確認に関するものを除く。）並びに同項に規定する支払基金電子処方箋管理業務及び支払基金電子診療録等情報管理業務に関することに限る。）。
- (3) 国民健康保険団体連合会の行う業務に関すること（医療介護総合確保法第36条に規定する連合会電子処方箋管理業務及び連合会電子診療録等情報管理業務に関することに限る。）。

- 3 医療情報連携担当参事官室に、室長（組織令第131条第1項に規定する参事官をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官、係及び係長、主査並びに専門スタッフ職を置く。

（情報システム管理室）

- 第54条 （略）

- 2 情報システム管理室は、厚生労働省の情報システムの整備及び管理に関する事務（他の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(新設)

（情報システム管理室）

- 第54条 （略）

- 2 情報システム管理室は、厚生労働省の情報システムの整備及び管理に関する事務（他局の所掌に属するものを除く。）をつかさど

3 (略)

(この訓令に規定する室に置かれる室長補佐等の名称等)

第55条 第9条の3、第11条の2から第14条まで、第19条、第19条の4から第23条まで、第25条の2から第28条の2まで、第28条の5、第29条の3、第30条、第30条の2、第30条の4、第32条から第33条の2まで、第35条の3、第36条の2、第37条、第38条から第40条まで、第40条の3から第42条の11まで、第45条、第47条、第49条から第53条まで、第53条の3から前条までに規定する室に置かれる室長補佐、専門官、班若しくは班長、係若しくは係長、専門職、主査又は専門スタッフ職については、それぞれ第2条第3項若しくは第4項、第3条第2項若しくは第3項、第4条第3項若しくは第4項、第5条第3項若しくは第4項、第6条第2項若しくは第3項、第7条第2項若しくは第3項又は第9条の2第2項若しくは第3項の規定を準用する。

2 第44条に規定する室に置かれる室長補佐、専門官、係若しくは係長、専門職又は主査については、それぞれ第2条第3項若しくは第4項、第3条第2項若しくは第3項、第5条第3項若しくは第4項、第6条第2項若しくは第3項又は第7条第2項若しくは第3項の規定を準用する。

附 則

1 (略)

2 保険局総務課医療費適正化対策推進室は、第40条第2項各号に掲げる事務のほか、高齢者医療確保法附則第2条に規定する政令で定める日までの間、同条に規定する病床転換助成事業に関する事務をつかさどる。

る。

3 (略)

(この訓令に規定する室に置かれる室長補佐等の名称等)

第55条 第9条の3、第11条の2から第14条まで、第19条から第23条まで、第25条の2から第28条の2まで、第28条の5、第29条の3、第30条、第30条の3、第32条から第33条の2まで、第35条の3、第36条の2、第37条、第38条から第42条の11まで、第45条、第47条、第49条から第51条まで、第53条及び前条に規定する室に置かれる室長補佐、専門官、班若しくは班長、係若しくは係長、専門職、主査又は専門スタッフ職については、それぞれ第2条第3項若しくは第4項、第3条第2項若しくは第3項、第4条第3項若しくは第4項、第5条第3項若しくは第4項、第6条第2項若しくは第3項、第7条第2項若しくは第3項又は第9条の2第2項若しくは第3項の規定を準用する。

2 第44条に規定する室に置かれる室長補佐、専門官、係若しくは係長、専門職、主査又は専門スタッフ職については、それぞれ第2条第3項若しくは第4項、第3条第2項若しくは第3項、第5条第3項若しくは第4項、第6条第2項若しくは第3項、第7条第2項若しくは第3項又は第9条の2第2項若しくは第3項の規定を準用する。

附 則

1 (略)

2 保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室は、第40条の2第2項各号に掲げる事務のほか、高齢者医療確保法附則第2条に規定する政令で定める日までの間、同条に規定する病床転換助成事業に関する事務をつかさどる。

